

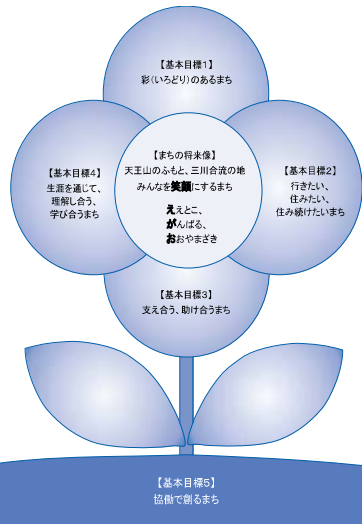
[大山崎町の各種計画の位置付けについて]

大山崎町まちづくりビジョン2025・前期基本計画

【前期基本計画の構成】

- 自然・環境分野
 - 1 自然環境の保全・活用
 - 2 治山・治水
 - 3 市街地の緑環境
 - 4 環境の保全・配慮
- 産業・都市基盤分野
 - 5 商工・産業振興
 - 6 観光
 - 7 市街地整備
 - 8 道路・公共交通
 - 9 水道
 - 10 下水道
- 防災・健康・福祉分野
 - 11 防火・防災
 - 12 防犯・交通安全
 - 13 健康づくり
 - 14 保健・医療
 - 15 地域福祉
 - 16 子育て支援
 - 17 高齢者福祉・介護
 - 18 障がい福祉
- 教育・生涯学習分野
 - 19 人権
 - 20 男女共同参画
 - 21 学校教育等(保幼小中)
 - 22 社会教育
 - 23 スポーツ(生涯・競技)
 - 24 文化の向上、歴史遺産の保護・活用
- まちづくりの進め方分野
 - 25 多様な主体によるまちづくり
 - 26 行政運営

【まちの将来像と基本目標】



大山崎町まちづくりビジョン2025・前期基本計画に基づく各種関連計画

大山崎町都市計画マスタープラン

大山崎町子ども子育て支援事業計画

大山崎町 第7次高齢者福祉計画
第6期介護保険事業計画

大山崎町地域福祉計画

第2期大山崎町教育振興基本計画
(大山崎町教育大綱)

[中央公民館等に関連する各種計画に位置付けている施策等について]

大山崎町まちづくりビジョン2025・前期基本計画

防災・健康・福祉分野

【「13健康づくり」の施策目標】

- ・生涯にわたって一人ひとりが、主体的に継続して健康づくりに取り組んでいる。

【「14保健・医療」の施策目標】

- ・こころとからだの健康が維持されつつ、必要なときに適切な医療が安心して受けられる。

【「15地域福祉」の施策目標】

- ・自助・共助・公助のネットワークで地域での支え合いができています。

【「16子育て支援」の施策目標】

- ・地域の支え合いの中で、安心して子どもが生まれ育てられている。

【「17高齢者福祉・介護」の施策目標】

- ・高齢者がいきいきと活躍し、その人らしく誇りを持って、住み慣れた地域で安心して暮らしている。

教育・生涯学習分野

【「22社会教育」の施策目標】

- ・生涯にわたり町民が学び続けている。

大山崎町都市計画マスタープラン

まちづくりの理念

住民の町に対する愛着を受けとめ、恵まれた自然や地域固有の豊かな歴史・文化資源を共生し、それを活かし、活力ある産業と交流を育んでいくことによって、住民誰もが安心して生涯にわたって暮らしていける、そんなまちづくりを目指します。

市街地整備の方針

【町の核・拠点の形成】

- ・ 町役場周辺地区では、行政サービスや住民の交流、さらにはコミュニティ育成や「協働」のまちづくりに向けた団体・グループの支援・育成といった様々な機能が集積する「シビックゾーン」として、施設の集積と交流機会の充実を図ります。

都市施設の整備方針

【その他施設】

- ・ 中央公民館を生涯学習活動の拠点施設と位置づけ、機能の充実を図るとともに、保健福祉機能も備えた複合型施設を視野に入れた改築について検討します。
- ・ 「おおやまざき“きっず”いきいきプラン」に基づき、子育て支援施設の充実を推進します。
- ・ 老朽化が進む保健センター、老人福祉センター、保育所の改築を検討します。

地域別の整備方針「円明寺地域」

【まちづくりの形成方針】

〔交流拠点となるシビックゾーンの形成〕

- ・ 公共・公益施設の集積を活かし、行政サービス、教育・文化、保健、福祉などの連携を強化し、町の活動拠点の形成を目指します。

大山崎町子ども子育て支援事業計画

大山崎町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、平成27年3月に策定。

基本理念

地域がつながる子育て支援の輪 ～次代を担う子どもの笑顔があふれ、子育てが楽しいまち～

基本目標1 すべての子育てを支える輪（ネットワーク）のまちづくり

基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

基本目標3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育むまちづくり

基本目標4 子どもを生き、育てやすいまちづくり

基本目標5 仕事と生活の調和が実現できるまちづくり

【地域のネットワーク拠点の充実】

〔中央公民館活動〕

- ・多種多様な団体が利用する中央公民館において、団体の性質や世代を超えた交流が深まるよう、民間団体同士の交流促進に努めます。

【住民参加の子育て支援活動の推進】

〔子育て支援センターの充実〕

- ・子育て支援センター「ゆめほっぺ」については、利用ニーズの高まり等を踏まえ、今後さらなる周知と利用率の向上を図るとともに、それを通じた子育て支援を推進することにより、孤立化した育児環境の解消に努めます。

【親子のふれあい体験機会の充実】

〔あそびの広場〕

- ・保健センターの集団指導室を自由に遊ぶことができる場として開放し、子ども同士、親子同士の交流や親子遊び、集団遊びの楽しさを体験させることにより、子どもに社会性・協調性を培います。

【子どもの権利を守るための相談機能の整備】

- ・子育て支援センターにおける相談機能の充実とともに、母子健康事業における子育て相談、主任児童委員や人権擁護委員などとの連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援機能の充実に努めます。

大山崎町 第7次高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画

超高齢化社会を見据えた高齢者福祉施策と介護保険事業の一体的な取り組みを進めるため、平成27年3月に策定。

基本理念

地域のふれあいで、高齢者がいきいきと暮らす、
キラリとひかるまち

基本目標 1 高齢者の社会参加の推進

基本目標 2 健康づくりと介護予防の総合的な推進

基本目標 3 住みなれた地域で安心して暮らせる
きめ細やかな支援体制づくり

基本目標 4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

基本目標 5 高齢者と家族を支える介護保険事業の推進

【基本施策 交流と社会参加の促進】

- ・本町で暮らす高齢者がいつまでもいきいきと文化的な生活が送れるよう、高齢者同士の交流だけでなく多世代交流を推進し、社会参加を促進します。

[主な取り組み]

○老人福祉センターの活性化

- ・高齢者の健康と生きがい対策の中核施設となるよう、新しいスポーツやレクリエーションによるサークル、グループ等の育成を図り、高齢者が気軽に交流できる活動を拡大していきます。

○老人クラブ、サークル活動等の支援・育成

- ・サークル活動について、より開かれた活動と世代間交流を促進するため、積極的な交流を促進し、活発なサークルを育成するように図ります。

【基本施策 生涯学習の推進】

- ・高齢者だけでなく多世代との交流を深めながら、キャリアアップやライフワークとしての学びを推進します。

[主な取り組み]

○多様な学習環境の拡充

- ・生涯学習と連携し、スポーツ・レクリエーション等、高齢者のニーズに対応した学習機会の提供を進めます。

【基本施策 健康づくりの推進】

- ・住みなれた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、保健・医療・福祉・介護・生涯学習等との連携を図り、要介護状態にならない健康づくり・介護予防を進めます。

[主な取り組み]

○健康相談・健康教育事業の推進

- ・いつでも、身近なところで相談できるよう、保健センター・役場健康増進係・地域包括支援センター・老人福祉センター等複数の相談場所を開設します。また、必要に応じ、かかりつけ医と連携し、個別指導や、集団指導を実践します。

大山崎町地域福祉計画

高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代などをはじめ、すべての人が暮らしやすいまちづくりのために、地域福祉の基本理念や基本目標、行政の取り組みの方向性を定めるため、平成24年3月に策定。

基本理念

絆でむすぶ 笑顔あふれる 福祉のまち

基本目標1 地域や福祉に関する意識の向上
～意識づくり～

基本目標2 近所・地域での交流の促進
～一人ひとりのつながりづくり～

基本目標3 地域福祉の担い手の発掘・育成
～人づくり～

基本目標4 地域福祉活動への積極的な支援
～組織づくり・組織のつながりづくり～

基本目標5 情報提供・情報発信の充実と有効活用

基本目標6 安心して福祉サービス・制度が利用できる仕組みづくり

基本目標7 安全で安心して暮らせる環境づくり

[子どもを核とした世代間交流の促進]
・子どもと高齢者の交流促進

[近所・地域デビューの選択肢の拡大]
・生涯学習による交流の促進
・子育て世代の交流の促進

[相談支援体制の充実]
・子育てに関する相談体制の充実
・高齢者の相談体制の充実

第2期大山崎町教育振興基本計画 (大山崎町教育大綱)

大山崎町の教育の充実を一層充実させるため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、平成28年2月に策定。

基本理念

「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまざき』」 ～学び、自立、つながりの確立を目指して～

[基本方向1] 未来を担う「ひとづくり」に向けた教育を推進します。

[基本方向2] 学びの場の教育環境を充実します。

[基本方向3] 学び合い、つながりのある地域社会を創造します。

[基本方向4] 生涯スポーツの推進と郷土の歴史と伝統文化を活かしたまちづくりを進めます。

【重点目標 社会教育施設の活用】

多様な学習機会や地域のネットワークの拠点である社会教育施設の充実と活用の促進を図ります。

《推進する取り組み》

- 地域の学習の拠点としての町中央公民館の活用を促進し、教養・文化などの向上に努めます。
- 地域の知の拠点としての町中央公民館図書室の機能の充実と活用の促進に努めます。

[大山崎町立中央公民館等施設の修繕実績]

	中央公民館	老人福祉センター (長寿苑)	保健センター
築年度	本館：昭和 47 年度 別館：昭和 57 年度	昭和 53 年度	昭和 59 年度
延床面積 (m ²)	本館：1,368.07 m ² 別館：1,079.15 m ²	768.33 m ²	830.40 m ²
新築工事費 *設計費等別途	本館：約 1 億 1,000 万円 別館：約 2 億 6,800 万円	約 1 億 4,800 万円	約 1 億 7,000 万円
経過年数 (a) ※平成 27 年度現在	本館：43 年 別館：33 年	37 年	31 年
累計工事費及び 修繕費実績(b)	約 1 億 6,000 万円	約 8,300 万円	約 3,100 万円
年平均実績(b)/ (a)	約 370 万円	約 220 万円	約 100 万円

*本資料は各施設建築後から平成 27 年度末までの大山崎町各年度決算書を基に作成しています。

[施設整備に対する地方債措置について]

地方債とは? : 「地方債」とは「地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ」をいいます。原則として投資的経費（建設事業関係の経費）の一定部分に充てられます。

【公共施設等適正管理推進事業債】 ※平成33年度まで

①集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業

〈充当率等〉充当率：90% 交付税算入率：50%

②長寿命化事業

〈対象事業〉施設の使用年数を法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）を超えて延伸させる事業

〈充当率等〉充当率：90% 交付税算入率：30%

③除却事業

〈対象事業〉公共施設の除却を行う事業

〈充当率等〉充当率：90%